

平成19年に取得した旧警戒区域（帰還困難区域・大熊町）所在の土地及び平成20年に同土地上に新築した建物の財物賠償について、土地については平成19年の売買代金額と同額、建物については平成20年の建物新築請負代金額と同額（経年減価を伴わない）が賠償された事例。

800

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- (1) 別紙物件目録記載の不動産に係る財物価値の喪失又は減少による損害
- (2) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）  
（平成23年3月11日～平成25年10月31日）
- (3) 一時立入費用  
（平成25年5月17日～平成25年5月18日）

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項(1)ないし(3)記載の損害項目（同項記載の損害期間に限る。）についての損害賠償金として、下記合計金3898万9478円の支払義務があることを認める。

#### 記

- (1) 金3507万6878円
- (2) 金388万0000円
- (3) 金3万2600円
- (1)～(3)合計 金3898万9478円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項(1)記載の損害項目について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 6 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項(2)及び(3)記載の損害項目については同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対し別途損害賠償請求をすることを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立および内容を証するため、申立人ら及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名(記名)押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月10日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 上妻英一郎)